

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第19号

答申番号：令和4年度答申第22号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、近隣住民とのトラブルが原因でうつ病の症状が悪化しており、請求人が通院するA病院の主治医（以下「本件主治医」という。）が転居しない限り回復は難しいと判断しているにもかかわらず、当該トラブルは請求人本人の性格の問題であり自身で転居費用を用意すべきとして転居費用の支給に係る申請を却下した原処分（生活保護変更申請却下処分）は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

次のとおり、原処分は適法かつ正当なものであり、請求人の主張には理由がない。

- (1) 請求人が申し立てる隣人とのトラブルによる被害について、処分庁が住宅管理会社及び近隣住民に聞き取りをしても、かかる苦情は確認されていない。
- (2) 請求人が、隣人とのトラブルによる前回の転居からわずか1年半程度で再度トラブルを訴えていることなどからすれば、現住居の環境条件そのものは「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」には該当せず、請求人の転居希望は自己都合の範疇で、一般市民との均衡や最低生活の観点からも自費での転居が妥当と判断し、原処分を行ったものである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

- 2 処分庁は、本件主治医と同一人である処分庁の嘱託医（「本件嘱託医」という。）の見解も踏まえた上で、請求人の隣人とのトラブルの内容等から総合的に見て、請求人の現住居の住環境が「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」に当たらないと判断したものであり、当該判断が妥当性、相当性を欠くものであったとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえない。よって、原処分に違法又は不当な点は認められない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年9月28日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年10月4日及び11月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、敷金等の転居費用の支給については、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときに、所定の額の範囲内において必要な額を住宅扶助として認定して差し支えないこととされている。なお、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の例として、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」が示されており、これに該当するか否かについては、医学専門的見地から、嘱託医等の医師の意見を求めた上で判断することが求められる。

そこで本件をみると、処分庁は、請求人の転居費用の支給要件とされる「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」の該当性について、医学専門的見地から、本件主治医に意見を求め、その意見を踏まえ、本件嘱託医に協議したものであるが、主治医としては、転居が精神衛生上望ましいとするものの、本件嘱託医としては、転居による改善は見込めないとする処分庁の意見を覆すに足りないとしており、双方の意見に相違があることが認められる。この点、当審査会は、第三者的な立場から精神医学上の意見を確認するため、専門医師に処分庁の対応について照会したところ、転居の繰り返しは、問題の根本的な改善につながらないことから、処分庁の対応は妥当であるとの見解を得た。以上の諸事情を勘案すると、転居費用の支給を認めないとした処分庁の判断に不合理な点はなく、原処分違法又は不当な点は認められないというべきである。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子